

厚生労働省医薬生活衛生局・監視指導麻薬対策課 御中

一般社団法人医療大麻dotオルグ

代表理事 成田賢吉

賛同者一同

令和2年 7月27日

日本での医療大麻導入に向けた大麻取締法改正に係る要望書

当法人では国際的な大麻規制に関する潮流の変遷や、医療上の有効性を巡る研究成果等を注視しつつも、いかなる医薬品等についても乱用による健康被害や依存症などを適切に防止するべく批准している国際条約等の趣旨につきましては賛成しております。しかしながら、国際社会において薬物規制に関して一辺倒な非寛容政策の失敗は一般常識となっている昨今、日本でも芸能人や警察官も含め多くの方がごく少量の大麻所持で逮捕され報道番組でも取り上げられている一方、現代の標準治療で十分な治療効果を得られなかった患者が大麻成分の使用により恩恵を受けている事例も多数報告されております。（*添付補足資料参照）

これまで申し上げてまいりましたとおり、海外事例や最新の知見を踏まえた上で、高度情報化社会における現実をきちんと反映しているものであって、公共の福祉に資する制度の実現には適切かつ迅速な法改正が不可欠だと考えます。

先般、貴省の前任者の方々からご説明いただきました規制根拠の根幹である「麻薬に関する単一條約」は医療を目的とした大麻の使用を禁じるものではないと伺っております。十分ご承知のところではあるとは思いますが、先行して医療大麻を制度化している諸外国との判断の相違点として、以下の条文の解釈と法制度の運用の方針が挙げられますが、この要望書に対しての最終的な対処をご検討いただくにあたって有識者によるワーキンググループの設置をお願いいたします。

「第二条-5(b) 自国における一般的な状況から判断して、これらのいかなる薬品についてもその生産、製造、輸出、輸入、取引、所持または使用を禁止することが公衆の健康及び福祉を保護するために最も適した手段であると認める時は、これらの行為を禁止するものとする。ただし、医療上及び学術上の研究(締約国の直接の監督及び管理の下にこれに従って行われる臨床試験を含む。)にのみ必要なこれらの薬品の数量については、この限りではない。」

<Article2-5(b) A Party shall, if in its opinion the prevailing conditions in its country render it the most appropriate means of protecting the public health and welfare, prohibit the production, manufacture, export and import of, trade in, possession or use of any such drug except for amounts which may be necessary for medical and scientific research only, including clinical trials therewith to be conducted under or subject to the direct supervision and control of the Party. >

なお、選択肢としては

- 1.) 全面的な法改正と新規監督機関を設置して移管
- 2.) 現行法に対して若干の改正を行う事で、日本の行政制度として既に整備されている大麻取扱者免許制度を活用

いずれも批准した国際条約との整合性を保ったまま、より現代の日本社会に適した効率的な手段として活用でき得ると考えておりますが、以下に改正の場合に向けた草案の一部として提言させて頂きますので、ご検討ください。

昭和二十三年法律第百二十四号

大麻取締法（改正草案）

第一章 総則

改正第一条 この法律は、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）による保健衛生上の危害を防止し、国民の公衆衛生の向上及び改善し、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 この法律で「精神活性大麻草」とは、大麻草の果実の有無にかかわらず、茎から分離された種子及び葉を除く大麻草の開花頂部をいい、テトラヒドロカンナビノール(THC)の含有量が1%以上である油、抽出物、製剤及び類似物を含む。

3 この法律で、「非精神活性大麻草（ヘンプ）」とは、大麻草のすべての部位、若しくはその植物の一部、それらの葉及び開花頂部であって、1%を超えるTHCを含有しないものをいい、当該植物及び植物の一部からの派生物を含む。非精神活性大麻草の種子は、0.5%のTHCを超えてはならない。

改正第二条 この法律で「大麻取扱者」とは、精神活性大麻栽培者、非精神活性大麻栽培者、大麻研究者、大麻利用者をいう。

2 この法律で「精神活性大麻栽培者」とは、都道府県知事の免許を受けて、開花頂部を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

3 この法律で「非精神活性大麻栽培者」とは、都道府県知事の免許を受けて、すべての部位若しくはその植物の一部、それらの葉及び開花頂部を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

4 この法律で「大麻研究者」とは、都道府県知事の免許を受けて、大麻を研究及び品質管理する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。

6 この法律で「大麻利用者」とは、都道府県知事の免許を受けて、治療、緩和ケア及び健康増進に用いる目的で、大麻を使用する者をいう。

第三条 大麻取扱者でなければ成熟した6株を越える、または同等量の大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。

2 この法律の規定により大麻を所持することができる者は、免許に応じて大麻をその目的以外の目的に使用してはならない。

第四条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

一 大麻を輸入し、又は輸出すること（大麻研究者大麻取扱者が、厚生労働大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合を除く。）。

二 大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること。

~~三 大麻から製造された医薬品の施用を受けること。~~

~~四 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。~~

2 前項第一号の規定による大麻の輸入又は輸出の許可を受けようとする大麻研究者大麻取扱者は、厚生労働省令で定めるところにより、その研究に従事する施設の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に申請書を提出しなければならない。

第二章 免許

第五条 大麻取扱者になろうとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。

一 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

二 ~~禁錮以上の刑に処せられた者~~人の生命または身体を害する罪または銃砲刀剣類を使用した凶悪な罪を犯し、懲役または禁固3年以上の刑に処され、その違法行為を行った日から10年を経過していない者

三 未成年者 (医療上の必要性が認められる場合を除く)

四 心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六条 都道府県に大麻取扱者名簿を備え、大麻取扱者免許に関する事項を登録する。

2 前項の規定により登録すべき事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第七条 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与えるときは、大麻取扱者名簿に登録し、大麻取扱者免許証を交付する。

2 前項の免許証は、これを譲り渡し、又は貸与してはならない。

以下ワーキンググループを通じて適宜調整